証券コード 8739

第31回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2020年6月9日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場 所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」
(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

SPARX

スパークス・グループ株式会社

SPARX



代表取締役社長
阿部 修平

事業の持続的かつ安定的な基盤となる基礎収益は堅調さを維持

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、及び関係者の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、世界中の医療従事者の方々、我々の生活のために動き続けてくださっている方々そして、それを支えるご家族の皆様に心から感謝申し上げます。

当社グループにとって2020年３月期（前期）は、グループ運用資産残高は前期末比5.2%減少しましたが、基礎収益を着実に高い水準で維持することができた年となっております。成功報酬が増加したことにより、弊社グループ特有の残高報酬と成功報酬によるハイブリッド型収益モデルの利点を活かし、稼ぐ力は着実に高まっていることをあらためて確信しております。

リーマンショック時の苦しい経験を経て、現在の当社グループの財務収益体質、ビジネスモデルは、より強く、より安定し、環境変化にしっかりと対応できる体質へと大きく進化しております。予測が困難な時にも対応できるよう構築してきた当社の成長実現のための４本柱（「日本株式」、「ワンアジア株式」、「実物資産」、「未来創生」）は上手く機能すると考えております。「日本株式」は、今年も複数の第三者評価機関から最優秀の評価を受けており、大手証券会社様での公募投信の取り扱い開始や欧州機関投資家からの運用の受託などに結びつけております。「ワンアジア株式」は、AUMは低迷しているものの、韓国・香港と日本との運用・マーケティング機能の一体化戦略が進み、海外機関投資家からの資金流入が実現したことで、地力がついてきていることを証明しています。「実物資産」は再生可能エネルギー発電事業がAUM1,900億円規模となり、継続的な発電所開発も進み、安定的に収益貢献しています。そして、「未来創生」は、１号ファンドからは、IPOなど複数のイグジット案件も出てきており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。

2021年３月期（今期）は、新型コロナウイルスの影響を見通すことができない不透明な環境でのスタートとなりましたが、成長領域と考えている領域への投資など、さらなる成長・飛躍を実現するための様々な施策を引き続き実行する１年となります。

これまでも、そしてこれからも、株主の皆様のご期待に応えて、確実に企業価値を高め、安定・着実な株主還元の実現を含めて成長を実感いただけるように努力してまいる所存でございますので、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8739
2020年５月20日

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス
スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 **阿部　修平**

第31回 定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。日本政府の緊急事態宣言や東京都の外出自粛要請等、今般の新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境をふまえ、本株主総会の開催について慎重に検討致しました結果、感染予防および拡散防止のため株主様の安全を第一に考え、可能な限り感染防止策を実施させていただくことを前提に、開催させていただく予定です。

なお、会場は、社会的距離を確保するために、座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少致します。席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合には、2020年６月８日（月曜日）午後５時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、接触感染リスク低減のため、本株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面またはインターネット等によって行っていただくことを強く推奨申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使]

議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（６頁から７頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2020年６月９日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都品川区北品川四丁目７番36号 **東京マリオットホテル　地下１階「ボールルーム　ノース」** ※詳細については、末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　１．第31期（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第31期（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	５頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「個人情報保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、記載しておりません。従って、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、それぞれ本招集ご通知の添付書類に記載したものの他、当社ウェブサイトに掲載した以下のものを含んでおります。
  １．事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  ２．連結計算書類の「連結注記表」
  ３．計算書類の「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト（https://www.sparx.jp）

＜株主様へのお願い及び当日の感染防止策等について＞

・接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面またはインターネット等によって行っていただくことを強く推奨申し上げます。（招集ご通知５～７頁をご参照ください。）
・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願いいたします。
・席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございます。
・運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
・会場には消毒液を設置させていただきます。
・株主総会終了後、例年開催しておりました当社グループの事業に関する説明会は中止とさせていただきます。
・当社グループ投資信託の紹介等の展示コーナーは、設けません。
・本定時株主総会ご出席株主様へのお土産及びお飲み物の提供は取り止めさせていただきます。
・本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（https://www.sparx.jp）

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2020年6月9日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **東京マリオットホテル 地下１階 「ボールルーム ノース」**
（末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月8日（月曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことでも議決権行使が可能です。

行使期限 **2020年6月8日（月曜日）午後５時30分入力分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

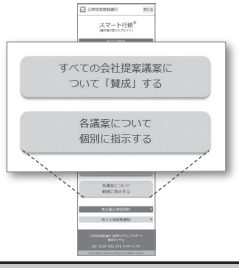

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

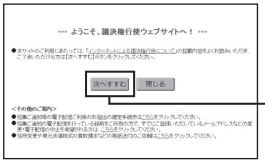

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

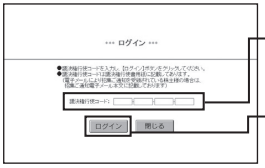

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1．議決権行使のお取り扱いについて

■インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネット等による議決権行使は、2020年６月８日（月曜日）の午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

■インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

2．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

■パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

[電話] ０１２０（６５２）０３１(受付時間　９：00～21：00)

■その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

(1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

[電話] ０１２０（７８２）０３１(受付時間　土日休日を除く　９：00～17：00)

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法等を総合的に勘案して行う方針であります。

この方針の下、当期の期末配当につきましては、引き続き安定した財務状況にあること、基礎収益（※）が安定的に増加する目途が立ちつつあること、等から、前期の普通配当１株につき７円に２円を加えた、１株につき９円の普通配当を実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **9円**（前期普通配当実績より２円増配）） 配当総額 **1,825,561,710円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月10日

（※）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役職員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

計算書類上の「営業利益」には一時的・追加的に発生する成功報酬が含まれておりますが、成功報酬は株式市場の動向や実物資産投資の事業進捗状況などによって大きく変動するため、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を表す「基礎収益」を、最も重要な経営指標の一つと考えております。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から取締役へ業務執行権限を大幅に委譲することによる業務執行の迅速化を通じて、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することいたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等の変更を行うものであります。

（２）株主総会開催地を柔軟に選択可能にするために、現行定款第12条第2項を削除するものであります。

（３）取締役会規程及び取締役の報酬等に関する規定を定款上も明確化するため、変更案第23条及び第27条を新設するものであります。

（４）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総　則	第1章　総　則
（商　号）	（商　号）
第1条　（条文省略）	第1条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（目　的） 第2条 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. （条文省略） 2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務 3.～8. （条文省略） ② （条文省略） 第3条～第8条（条文省略） （株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令または定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日） 第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（目　的） 第2条 当会社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。 1. （現行どおり） 2. その他の金融サービス及びそれに付帯又は関連する業務 3.～8. （現行どおり） ② （現行どおり） 第3条～第8条（現行どおり） （株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱いについては、法令又は定款において定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （基準日） 第11条 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

現行定款	変更案
（招集） 第12条 （条文省略） ② 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、又は東京都区内において招集することができる。	（招__集） 第12条 （現行どおり） （削　除）
第13条～第17条（条文省略）	第13条～第17条（現行どおり）
（員数） 第18条 当会社の取締役は10名以内とする。	（員__数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。
（ 新　設 ）	② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
（選任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。	（選__任） 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②～③ （条文省略）	②～③ （現行どおり）
（任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。	（任__期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（ 新　設 ）	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
（新　設）	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役会） 第21条　（条文省略） ②　（条文省略） ③ 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会） 第21条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③ 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第22条 当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が、当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第22条 当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合、当該提案について取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
（新　設）	（取締役会規程） 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（役付取締役） 第23条 取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	（役付取締役） 第25条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（代表取締役） 第24条　（条文省略） ② 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。	（代表取締役） 第26条　（現行どおり） ② 前項のほか、取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。
（新　設）	（報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第25条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役及び監査役会の設置） 第26条 当会社は監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（員数） 第27条 当会社の監査役は5名以内とする。	（削　除）
（選任） 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の後任として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
（常勤の監査役） 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第31条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の設置） 第29条 当会社は監査等委員会を置く。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第33条～第34条（条文省略）	第32条～第33条（現行どおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第35条～第37条（条文省略）	第34条～第36条　（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） ① 当会社は、第31回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、第31回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により監査役（監査役であった者を含む。）との間で締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。
つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いするものであります。
本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。
取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	阿部修平（あべしゅうへい）	代表取締役社長　グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長　CEO	再任
2	深見正敏（ふかみまさとし）	代表取締役副社長　グループDeputy CEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社 取締役会長	再任
3	藤村忠弘（ふじむらただひろ）	取締役　グループ専務執行役員　グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPARX Asia Investment Advisors Limited Director	再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 **再任**	あべ　しゅうへい **阿部　修平** （1954年５月10日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任31年	1981年４月　株式会社野村総合研究所入所 1982年４月　野村證券株式会社へ転籍 1985年４月　アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 1989年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 2005年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月　同社代表取締役会長就任 2009年６月　当社グループCIO就任 2010年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社CEO就任（現任） 2011年４月　同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 2013年２月　Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 社内取締役候補者とした理由 当社を設立して以来、30年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてきました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	82,732,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2 **再任**	ふかみ　まさとし **深見　正敏** （1961年９月27日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任6年	1984年４月　野村證券株式会社入社 1997年11月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 1998年５月　スパークス証券株式会社へ転籍 2002年６月　同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）取締役（非常勤）就任 2006年10月　当社執行役員就任 2007年６月　当社常務取締役就任 2008年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 2008年10月　当社取締役就任 2009年２月　スパークス証券株式会社代表取締役社長就任 2010年７月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 2012年８月　スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社代表取締役就任 2014年２月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役就任 2014年４月　スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2014年５月　当社取締役就任 2015年12月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役常務執行役員就任 2016年１月　当社グループ執行役員就任 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社取締役会長就任（現任） 2016年５月　SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年４月　スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社取締役会長就任 2017年６月　当社代表取締役就任 2019年４月　当社代表取締役副社長 グループDeputy CEO就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役副社長就任（現任） スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社取締役就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 金融業界における経験を活かし、当社入社後は主として新規事業の立ち上げに携わり、当社グループの成長を牽引してまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	1,428,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 再任	ふじむら　ただひろ 藤村　忠弘 （1963年12月27日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任3年	1986年４月　日興證券投資信託委託株式会社（現 日興アセットマネジメント株式会社）入社 1999年７月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 2006年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社運用調査部シニア・ファンド・マネージャー就任（現任） 2007年４月　同社運用調査部長就任 2010年４月　同社運用調査本部長 兼 株式運用部長就任 2010年６月　同社取締役就任（現任） 2013年４月　同社CIO就任（現任） 2015年12月　同社常務執行役員就任 2016年９月　SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任 2017年６月　当社取締役就任（現任） 当社グループ執行役員就任 2018年12月　SPARX Asia Investment Advisors Limited Director就任（現任） 2019年４月　当社グループ専務執行役員就任（現任） 当社グループCIO就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 金融業界における知識・経験を活かし、当社入社後は日本株式ファンドのファンドマネージャーとして卓越した運用実績を積み重ね、内外で高く評価されております。当社グループの今後更なる成長と事業展開のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	420,400株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	木村一義（きむらかずよし）	社外監査役 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 取締役 株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長代表執行役員	新任
2	能見公一（のうみきみかず）	社外取締役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役 コニカミノルタ株式会社 社外取締役	再任
3	中川俊彦（なかがわとしひこ）	社外取締役 株式会社オフィス中川 代表取締役	再任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 新任 社外	木村（きむら）　一義（かずよし） （1943年11月12日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任8年	1967年４月　日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）　入社 1996年６月　同社取締役就任 2000年３月　同社取締役副社長 就任 2001年１月　日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長 就任 2001年６月　同社取締役社長 就任 2002年１月　同社取締役会長 就任 2003年６月　日興アントファクトリー株式会社取締役会長 就任 2004年３月　株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ取締役会長 就任 2005年６月　日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）取締役会長 就任 2007年２月　株式会社日興コーディアルグループ代表執行役会長 就任 2009年10月　日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）取締役会長 就任 2010年４月　同社顧問 就任 2011年６月　日立工機株式会社取締役 就任 2012年４月　株式会社ラ・ホールディングス代表取締役会長兼社長 就任 株式会社ビックカメラ顧問 就任 2012年５月　株式会社ベスト電器取締役 就任 2012年６月　当社監査役 就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役 就任（現任） 大和ハウス工業株式会社社外取締役 就任（現任） 2012年11月　株式会社ビックカメラ取締役 就任（現任） 株式会社コジマ取締役 就任 2013年２月　同社代表取締役会長 就任 2013年９月　同社代表取締役会長兼社長代表執行役員 就任（現任） 監査等委員である社外取締役候補者とした理由 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を活かし、主に内部統制システムの確立及び取締役会の意思決定の適正性を確保するため、2012年6月から当社の社外監査役に就任し、その職責を適切に果たしております。今後も経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。尚、同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。	200,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2 再任 社外	能見（のうみ）　公一（きみかず） （1945年10月24日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任3年	1969年４月　農林中央金庫入庫 1999年６月　同金庫 常務理事就任 2002年６月　同金庫 専務理事就任 2004年６月　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 2006年６月　株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 2007年２月　同行代表取締役会長兼ＣＥＯ就任 2009年７月　株式会社産業革新機構代表取締役兼社長ＣＥＯ就任 2015年７月　株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任（現任） 2016年３月　西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年６月　コニカミノルタ株式会社社外取締役就任（現任） 2017年６月　当社社外取締役就任（現任） 社外取締役候補者とした理由 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 **再任** **社外**	なかがわ　としひこ **中川　俊彦** （1951年９月30日） 当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任5年	1974年４月　野村證券株式会社入社 1997年６月　同社取締役就任 2001年５月　同社常務取締役就任 2001年６月　同社顧問就任 2001年７月　あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員就任 2008年４月　同社専務執行役員就任 2010年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 2014年４月　オフィス中川代表就任 2014年11月　キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 2015年４月　株式会社オフィス中川代表取締役就任（現任） 2015年６月　当社社外取締役就任（現任） **社外取締役候補者とした理由** 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。	100,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．木村一義氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年になります。
４．能見公一氏及び中川俊彦氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、能見公一氏が３年、中川俊彦氏は５年になります。
５．当社は、木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。第２号議案「定款一部変更の件」及び各氏の選任が原案どおり承認された場合には、能見公一氏及び中川俊彦氏との間で当該契約を継続し、木村一義氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
６．候補者木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、第２号議案「定款一部変更の件」及び各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年６月22日開催の第15回定時株主総会において、年額６億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬枠に代えて、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額15億円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3億円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。
第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。
本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、米中貿易交渉の進展期待から上昇して始まりました。その後、米国が中国からの輸入品に対する関税の引き上げを発表したことや、中国の大手通信機器メーカーの製品購入と当該メーカーへの出荷を全面的に禁止する措置を表明したことなどから世界的な景気低迷への懸念が強くなり日本株式市場は大きく下落する場面もありました。米中貿易交渉は長期化しておりましたが、香港情勢や英国のEU離脱問題に対する懸念が和らいだことや円安の進行により回復基調となりました。10月以降、世界的な株高となるなか日本株式市場も堅調に推移したものの、年を明けてから新型コロナウイルスの影響により３月末にかけて大幅に下落した結果、日経平均株価は前期末に比べ10.8％下落し18,917.01円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、１兆1,241億円（注1）と前期末に比して5.2％減少しました。

事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、新規ビジネスにかかる費用の増加等により、前期比1.9％減の35億91百万円（前期は36億60百万円）となったものの、実質的な収益体質は着実に強化されております。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用するファンドは、運用評価機関から継続して高い評価を受けております。また、私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、日本の個人投資家の皆様に「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドをさらに幅広く認知いただくよう努めております。

アジア株式を投資対象とする運用戦略は、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行っており、投資アイディアを共有することで韓国株式の公募投資信託を新商品として設定するなど地力がついてきております。アジア企業の調査を通じ、今まで日本株式運用で培った運用手法を伝承することで「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を27件実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は1,903億円の規模となっております。太陽光のみでなく、バイオマス発電所も安定稼動させており、今後数年のうちに運転開始予定の風力発電所を含め投資対象は広がっております。また、発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。ブラウン・フィールドのファンドでは、自ら開発した発電設備のみならず外部からの発電設備の取得も行うことができます。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えすべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドは、投資が完了した１号ファンドからはIPOなど複数のイグジット案件も出てきており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。国内外のベンチャー企業等への投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

運用資産残高は前連結会計年度末に比して減少したものの、日本の公募投信や未来創生ファンドなどの当社グループの平均残高報酬料率よりも高いファンドの残高報酬が、前連結会計年度に比べ増加したことにより、当連結会計年度における残高報酬（注3）は前期比5.0%増の107億10百万円となりました。さらに、成功報酬（注4）は、前期比79.0%増の16億52百万円となり、営業収益は前期比11.0%増の124億76百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比9.0%増の79億96百万円となりました。これは主に委託者報酬（残高報酬）の増加に伴う支払手数料が増加したこと及び業容拡大に伴う人件費、事務委託費等が増加したことによるものです。

これらの結果、営業利益は前期比14.8%増の44億79百万円、為替差損等を計上した結果、経常利益は前期比9.2%増の44億23百万円となりました。また、当社が保有する投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却損及び投資有価証券評価損、及び減損損失を特別損失に計上し、税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29.1%減の23億１百万円となりました。

（注１）当連結会計年度末（2020年３月末）運用資産残高は速報値であります。

（注２）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注３）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注４）成功報酬には、株式運用ファンドにおける成功報酬の他に、不動産購入・売却に対して当社グループがファンドから受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）を含んでおります。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に短期の運転資金等として、金融機関より2,000百万円を調達いたしました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

3．直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

営業収益（単位：百万円）

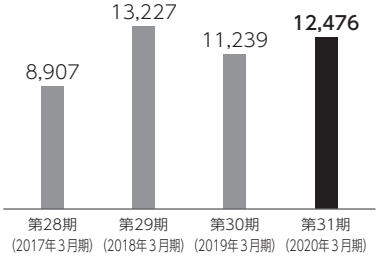

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

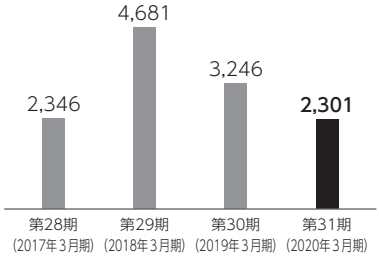

１株当たり当期純利益（単位：円）

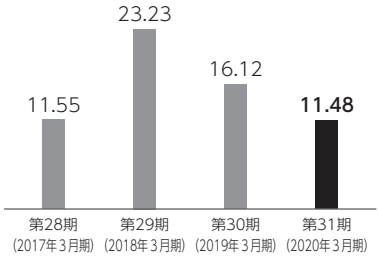

総資産・純資産（単位：百万円）

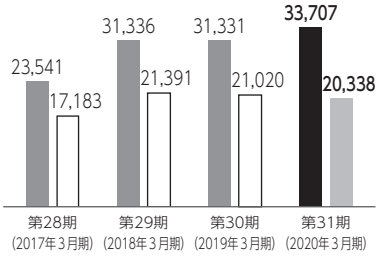

運用資産残高の推移（単位：億円）

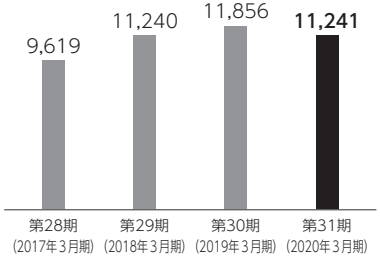

基礎収益（単位：百万円）

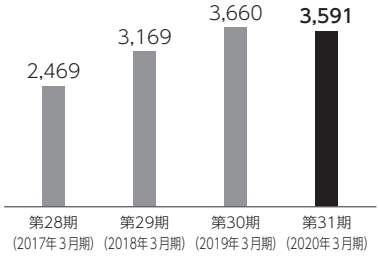

※上記グラフは御参考です。
※基礎収益とは、残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。

		第28期（2017年３月期）	第29期（2018年３月期）	第30期（2019年３月期）	第31期（当連結会計年度）（2020年３月期）
営業収益	（百万円）	8,907	13,227	11,239	12,476
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,346	4,681	3,246	2,301
１株当たり当期純利益	（円）	11.55	23.23	16.12	11.48
総資産	（百万円）	23,541	31,336	31,331	33,707
純資産	（百万円）	17,183	21,391	21,020	20,338

（注１）第31期の財産及び損益の状況につきましては、「１．事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

４．対処すべき課題

当年度のグループ運用資産残高（AUM）は平均で前期比2.3％増、また平均の運用報酬料率は同２bps（ベーシスポイント）増となり、残高報酬は同5.0％増加しましたが、新規ビジネスへの先行投資など経常的経費（※１）も同10.1％増加したことから、基礎収益力（※２）は同1.9％の微減となりました。一方成功報酬は、再生可能エネルギー発電所への投資が進んだこと等により同79.0％増となったことから、営業利益は44億79百万円との同14.8％増となりました。

この数年間は、新しいビジネスへの布石と打つと同時に、「安定的に稼ぐ力」を着実に強化してまいりましたが、来年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済への悪影響により、非常に厳しい経営環境が予想されます。このような厳しい状況下でも、引き続き安定して高い運用実績を維持するとともに、費用面についてはこれまで以上に厳しく精査し、当社グループのミッションである「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」を実現するため、ESG（※３）への取り組みを通じて継続的な企業価値向上を実現すべく、主として来年度は、以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを、引き続き強化・拡大してまいります。

成長実現のための４本柱（「日本株式」「ワンアジア株式」「実物資産」「未来創生」）という、従来からの高収益な上場株式の投資戦略と、安定性の高い実物資産/未来創生の投資戦略を、それぞれ引き続き強化することに加え、今後とも当社グループならではの革新的な投資戦略を継続的に構築し、ビジネスモデルをさらに多様化・安定化してまいります。またその過程で、「日本/アジアへの投資ならスパークス」という圧倒的なご支持をいただけるブランドを構築してまいります。

日本株式投資戦略については、当年度も引き続き複数の評価機関から、高いご評価を頂きました。この優れた運用実績を背景として、ロングショート投資戦略では、野村証券様での国内公募投信の取り扱いが本年２月に始まっている他、サステナブル投資戦略では、欧州などを中心としていわゆるESG投資への需要が高まる中、欧州の公的機関投資家から本年３月に新たに約190億円の資金をお預かりしました。来年度は、当年度の実績をさらに具体的なAUMの拡大につなげていくと同時に、ポスト・コロナの時代に日本の相対的な競争優位性が際立つ、という投資仮説を軸に、本年５月からエンゲージメント投資戦略の新しいファンドを再度ローンチし、株主として他のステークホルダーとともに投資先企業の価値向上プロセスに参加する投資を、社長の阿部が自ら実践してまいります。

ワンアジア株式投資戦略については、昨年10月より大和証券様で国内公募投信の取り扱いが始まっている他、昨年12月には、欧州の公的機関投資家より、韓国中小型株式に投資する資金として新たに約330億円をお預かりしました。来年度は、これらファンドを中心にさらなるAUMの拡大につなげていくとともに、中長期的には、本投資戦略を日本株式投資戦略と同規模以上に成長させるべく、引き続き日本・韓国・香港の３拠点が一丸となって運用力を強化し、時間を掛けて重層的で高品質な運用体制を構築してまいります。

実物資産投資戦略や未来創生投資戦略は、この５年ほどの間にゼロから立ち上げた投資戦略ですが、合計するとAUMベースでは既にグループ全体の約３割を占め、収益力を支える柱へと成長しました。来年度は、厳しい経済環境の下で、これまでは自社のバランスシートで投資し保有してきた再生可能エネルギー発電所を、売却し流動化する動きが出てくると仮説のもと、当社グループは、その中から質の良い発電所を見極めた上で、ファンドを通じて積極的に投資していくことで、この投資戦略をさらに拡大・強化してまいります。

さらに上記の４本柱に加えて、エネルギー、量子コンピュータ、医療・介護といった複数の成長領域への投資についても、株式会社シグマアイへの出資、医療法人社団五葉会の社員持分の取得など、具体的なケースで取り組みを開始しております。来年度は、当年度よりもさらに保守的な財務運営方針のもと、一定の自己資金やグループ内リソースの範囲で、当社らしいアプローチをさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取り組みを自律的に続けることのできる強い組織を創造してまいります。

課題の第二として、次世代のマネジメントを育成、登用し、合わせてガバナンス体制を最適化してまいります。

当社にとって次世代のCEO選任は、引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は、客観性・適時性・透明性ある手続きを確立し、十分な時間と資源をかけて、CEOの後継者計画の策定・運用を具体化し、後継者候補を育成してまいります。

次世代を担うマネジメントの必要条件としては、当社グループにおいては1989年の創業来、投資先候補企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動、いわゆるボトムアップ・アプローチを徹底しておりますが、こうした日々の地道な活動の積み重ねによって、グループ役職員が自然と共有している価値観の他、高い知見・見識を備え、人格的にも優れていることです。このような要件を充たした人材に対して、より高い課題を与えて自覚を促していく他、社外から採用した優秀な人材をある程度の時間を掛けて育成し、これらを競わせ、衆目が認める結果を残した人材を、次世代のCEOとして登用してまいります。

当社は、本年６月の第31回定時株主総会におけるご決議を前提として、監査等委員会設置会社へガバナンス体制を移行する予定です。経営の監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行権限を大幅に委譲することによって業務執行の迅速化を実践する過程で、優れた人材を育成してまいります。

課題の第三として、ポスト・コロナの時代に適応した新しいビジネスの進め方、働き方を構築してまいります。

本年４月の日本政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、当社グループの中心である東京オフィスは、原則在宅勤務での業務継続体制に移行しました（海外拠点も概ね同様）。主要な業務は安定的に継続できていますが、一部の業務にはまだ紙ベースのものが残っている他、本来業務を行う場所として最適化されていない家庭での業務は、職員の負担増と一定程度の効率低下を招いています。来年度は、現状の課題を確認した上で、子供が小さい家庭、共働きの世帯など、職員の置かれた様々な状況も加味し、リモートワークのさらなる効率化に取り組んでまいります。

来年度以降は、5G（第５世代移動通信システム）、AI（人工知能）などの技術を活用して、教育、医療、自動運転など世界はあらゆる分野で非接触型に移行していくものと思われます。この非接触型社会への移行の中で、当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を、どのようにして維持・強化していくのか。また、経営者との直接対話など、ボトムアップ・アプローチによる調査活動、投資哲学など当社グループの特徴を丁寧にご説明することを重視した営業活動など、ビジネスの根幹をなす様々な活動において、これまで同様、あるいはこれまで以上に、説得力のある新しいご説明の仕方、コミュニケーション方法などに創意工夫を凝らしてまいります。

さらに、当社グループの最も重要な経営資源である人材への影響についても分析し、対応してまいります。

当社グループのビジネスは「人が全て」と言っても過言でないことから、その採用については、人事部門、採用希望部門、関係部門やマネジメントが、多角的な視点から丁寧に何度も面談していますが、現在のテレビ会議システムを通した面談には限界があります。また人事評価は、短期的な成果のみを重視するのではなく、中長期的な視点からその過程をより大切にしておりますが、リモートワークの下では、ややもすると目に見える成果のみで評価される傾向が強まります。来年度は、これらの問題意識を踏まえ、引き続き当社グループが、優秀な人材が互いに切磋琢磨し、成長の機会が与えられて自らの成長を実感できる場であり続けられるよう、試行錯誤しながら、最適解を見つけ出してまいります。

※１．「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

※２．「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役職員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

※３．ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものであり、企業が中長期的な成長を目指すために、これら３つの視点が重要であるとされています。

5．企業集団の主要な事業セグメント（2020年３月31日現在）

当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、日本の上場株式及び日本を含む世界の国々の非上場株式を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電所の開発・運営管理をスパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社、不動産を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社、韓国株式を投資対象とした調査・運用をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.、アジア株式を投資対象とした調査・運用をケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100％子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedが行っております。

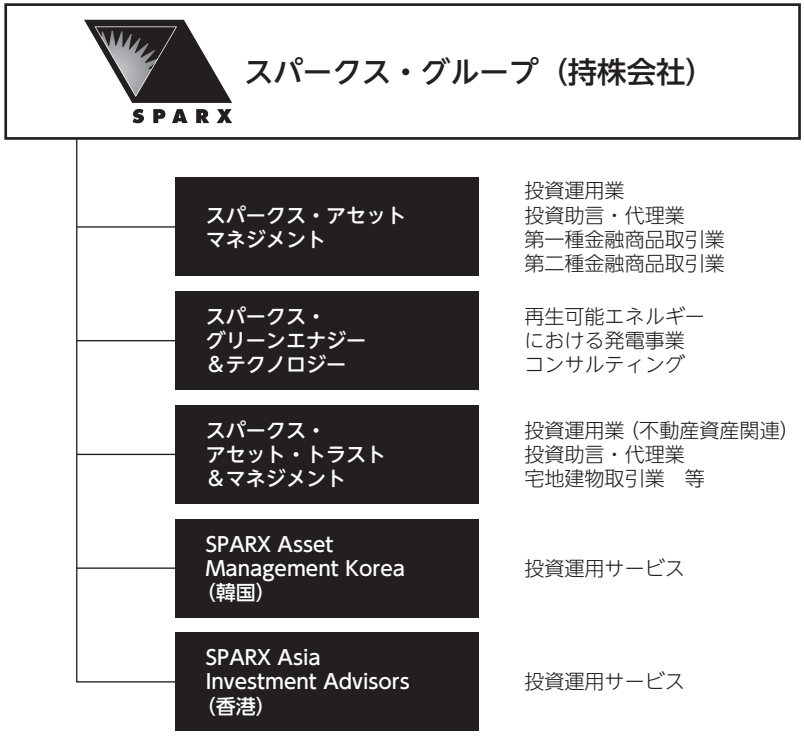

6．企業集団の主要拠点等（2020年３月31日現在）

（1）企業集団の主要な事業所

名称	所在地
当社	東京都港区
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国・香港特別行政区
スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社	東京都港区
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	東京都港区

（2）使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
169名	11名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	６名増	48.4歳	8.7年

（注）１．使用人数は派遣社員、契約社員、子会社への出向者を除き、子会社の兼務者を含む就業人員であります。なお、平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
２．当社の使用人の状況における前事業年度末比増減には、グループ内異動による増減を含んでおります。

7．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率（%）
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	100.0
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

(注) 1．出資比率の（ ）内の数値は、間接所有の割合で内数であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8．主要な借入先及び借入額の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	2,000

9．剰余金の配当等の決定に関する事項

該当事項はありません。

10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項 (2020年３月31日現在)

１．発行可能株式総数　644,000,000株

２．発行済株式の総数　209,577,400株（自己株式6,737,210株を含む）

（注）１．上記自己株式には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式3,000,000株を含めておりません。
２．当事業年度中の増加の内訳は以下のとおりです。

区分	増加した株式の数	増加した資本金（百万円）
第11回新株予約権の行使	6,000株	1

３．株主数　13,173名

４．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
阿部修平	82,732	40.8
株式会社阿部キャピタル	25,600	12.6
清水優	10,405	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,878	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・76095口）	3,000	1.5
クリアストリーム バンキング エス エー	1,831	0.9
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST.BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	1,712	0.8
デービーエスバンクリミテッド700152	1,441	0.7
深見正敏	1,428	0.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	1,415	0.7

（注）１．当社は、自己株式6,737,210株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．上記持株比率算出上、自己株式6,737,210株は控除しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員の状況に関する事項

1．取締役及び監査役の状況 (2020年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿　部　修　平	グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO
※取締役副社長	深　見　正　敏	グループDeputy CEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社 取締役会長
取締役	藤　村　忠　弘	グループ専務執行役員 グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPRX Asia Investment Advisors Limited Director
取締役	中　川　俊　彦	株式会社オフィス中川 代表取締役
取締役	能　見　公　一	株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	田　角　実　男	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社 監査役 スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社 監査役 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. 監査役
監査役	木　村　一　義	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 取締役 株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長 代表執行役員
監査役	梅　野　晴一郎	株式会社オークネット社外取締役

(注) 1．※は代表取締役であります。
2．取締役 中川俊彦及び能見公一の両氏は社外取締役であります。なお当社は各氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
3．監査役 木村一義及び梅野晴一郎の両氏は社外監査役であります。なお当社は木村一義を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	5	44
監査役	4	21
合　計	9	65

（注）上記には、2019年6月5日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。上記以外に、当事業年度において、役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等は213百万円であります。

4．社外役員に関する事項

（1）取締役　中川　俊彦

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社オフィス中川 代表取締役

当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。

(2) 取締役　能見　公一

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
コニカミノルタ株式会社 社外取締役
西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役
当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。

(3) 監査役　木村　一義

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
大和ハウス工業株式会社 社外取締役
株式会社ビックカメラ 取締役
株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長 代表執行役員
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から発言、助言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会17回全てに出席し、社外監査役として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(4) 監査役　梅野　晴一郎

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**
株式会社オークネット社外取締役
当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**
該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況**
2019年６月５日就任後に開催された取締役会14回全てに出席し、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から発言、助言を行っております。また、2019年６月５日就任以降、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、社外監査役として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

５．社外役員の報酬等の総額

	人数（名）	報酬等の額（百万円）
社外役員の報酬等の総額	5	29

（注）上記には、2019年6月5日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等は１百万円であります。

Ⅴ 会計監査人の状況に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　22百万円

（2）当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　35百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、（1）の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
３．当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5．会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6．会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

7．会計監査人と当社との間で会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8．当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類
連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第31期 2020年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**22,079**
現金・預金	18,474
前払費用	178
未収入金	923
未収還付法人税等	12
未収委託者報酬	1,020
未収投資顧問料	644
預け金	202
その他	623
固定資産	**11,628**
有形固定資産	**1,409**
建物及び構築物	168
工具、器具及び備品	323
機械装置	491
車両運搬具	0
土地	71
リース資産	81
建設仮勘定	272
無形固定資産	**1,769**
ソフトウエア	22
営業権	1,746
投資その他の資産	**8,448**
投資有価証券	7,547
差入保証金	201
長期前払費用	367
退職給付に係る資産	2
繰延税金資産	329
資産合計	**33,707**

科目	第31期 2020年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**5,872**
短期借入金	2,000
未払手数料	270
未払金	2,628
未払法人税等	577
預り金	98
その他	296
固定負債	**7,497**
長期借入金	7,000
株式給付引当金	254
長期インセンティブ引当金	68
繰延税金負債	55
その他	117
特別法上の準備金	**0**
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	**13,369**
純資産の部	
株主資本	**19,041**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**2,555**
利益剰余金	**11,448**
自己株式	**△3,549**
その他の包括利益累計額	**696**
その他有価証券評価差額金	**△207**
為替換算調整勘定	**900**
退職給付に係る調整累計額	**3**
非支配株主持分	**600**
純資産合計	**20,338**
負債純資産合計	**33,707**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第31期 自　2019年4月1日 至　2020年3月31日
営業収益	**12,476**
委託者報酬	5,094
投資顧問料	6,665
その他営業収益	716
営業費用及び一般管理費	**7,996**
営業利益	**4,479**
営業外収益	**236**
受取利息	44
受取配当金	4
投資事業組合運用益	155
雑収入	31
営業外費用	**292**
支払利息	61
為替差損	128
支払手数料	8
持分法による投資損失	44
雑損失	49
経常利益	**4,423**
特別利益	**46**
投資有価証券売却益	46
特別損失	**500**
投資有価証券評価損	336
投資有価証券売却損	81
減損損失	82
税金等調整前当期純利益	**3,969**
法人税、住民税及び事業税	1,306
法人税等調整額	360
当期純利益	**2,302**
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,301**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第31期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	8,585	2,554	11,189	△3,204	19,125
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1	1			2
剰余金の配当			△2,043		△2,043
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301		2,301
自己株式の取得				△345	△345
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	1	1	258	△345	△84
2020年３月31日残高	8,587	2,555	11,448	△3,549	19,041

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年４月１日残高	239	1,143	9	1,392	2	499	21,020
当連結会計年度中の変動額							
新株の発行							2
剰余金の配当							△2,043
親会社株主に帰属する当期純利益							2,301
自己株式の取得							△345
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△446	△242	△5	△695	△2	100	△597
当連結会計年度中の変動額合計	△446	△242	△5	△695	△2	100	△682
2020年３月31日残高	△207	900	3	696	－	600	20,338

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第31期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**9,261**
現金・預金	6,484
未収入金	2,123
未収還付法人税等	12
前払費用	47
短期貸付金	580
その他	13
固定資産	**15,931**
有形固定資産	**69**
車両運搬具	0
土地	68
無形固定資産	**0**
ソフトウェア	0
投資その他の資産	**15,861**
投資有価証券	7,000
関係会社株式	7,838
その他の関係会社有価証券	976
差入保証金	27
その他	18
資産合計	**25,193**

科目	第31期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**3,096**
短期借入金	2,000
未払金	834
未払法人税等	227
その他	34
固定負債	**7,098**
長期借入金	7,000
繰延税金負債	55
その他	42
負債合計	**10,194**
純資産の部	
株主資本	**15,204**
資本金	**8,587**
資本剰余金	**3,288**
資本準備金	130
その他資本剰余金	3,157
利益剰余金	**6,878**
利益準備金	561
その他利益剰余金	6,317
繰越利益剰余金	6,317
自己株式	**△3,549**
評価・換算差額等	**△205**
その他有価証券評価差額金	**△205**
純資産合計	**14,998**
負債純資産合計	**25,193**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第31期 自　2019年4月1日 至　2020年3月31日
営業収益	**3,606**
関係会社業務受託収入	442
投資事業組合管理収入	3,161
その他業務受託収入	2
営業費用及び一般管理費	**3,830**
営業損失（△）	**△223**
営業外収益	**3,838**
受取利息	7
受取配当金	3,659
投資事業組合運用益	159
雑収入	12
営業外費用	**163**
支払利息	58
為替差損	74
支払手数料	8
雑損失	21
経常利益	**3,451**
特別利益	**46**
投資有価証券売却益	46
特別損失	**660**
投資有価証券売却損	81
投資有価証券評価損	336
関係会社株式評価損	9
貸倒損失	232
税引前当期純利益	**2,837**
法人税、住民税及び事業税	△476
法人税等調整額	466
当期純利益	**2,846**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第31期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日残高	8,585	129	3,157	3,286	356	5,718	6,075	△3,204	14,743
事業年度中の変動額									
新株の発行	1	1		1					2
剰余金の配当					204	△2,247	△2,043		△2,043
当期純利益						2,846	2,846		2,846
自己株式の取得								△345	△345
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	1	1	−	1	204	599	803	△345	460
2020年3月31日残高	8,587	130	3,157	3,288	561	6,317	6,878	△3,549	15,204

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日残高	241	241	2	14,987
事業年度中の変動額				
新株の発行				2
剰余金の配当				△2,043
当期純利益				2,846
自己株式の取得				△345
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△447	△447	△2	△449
事業年度中の変動額合計	△447	△447	△2	11
2020年3月31日残高	△205	△205	−	14,998

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**岩部俊夫**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**市川克也**　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
•連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**岩部俊夫**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**市川克也**　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第３１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

•不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
•計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
•経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
•経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
•計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 当監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有を図り意見交換するとともに、取締役等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、また、会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他の職務執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人に対して必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、取締役会において子会社から定期的に事業に関する報告を受けるほか、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会その他の重要会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。新規事業を展開している分野につきましては、業務遂行状況、管理状況、課題などについて意見交換を行いました。海外子会社については往査を実施し、当該子会社の取締役との意思疎通及び情報の交換を行い、必要に応じて説明を求めました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

③会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画、監査の重点項目等の説明を受け、協議を行うとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月７日

スパークス・グループ株式会社　監査役会

常勤監査役　**田 角 実 男**　㊞
社外監査役　**木 村 一 義**　㊞
社外監査役　**梅野 晴一郎**　㊞

(注) 木村一義、梅野晴一郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

メ　　モ

メ　モ

メ　　モ

メ　モ

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル　地下1階　「ボールルーム ノース」

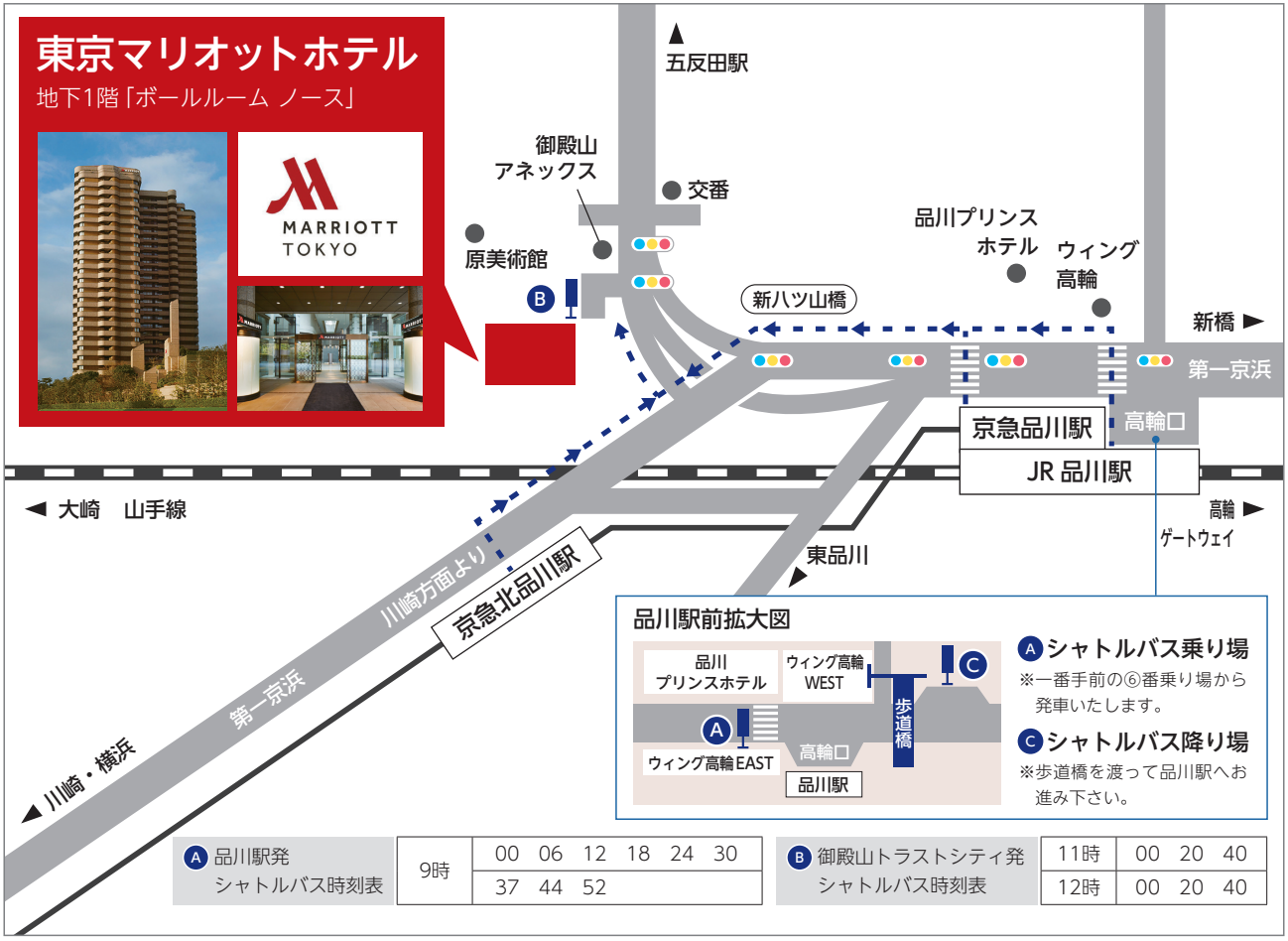

A 品川駅発 シャトルバス時刻表								
	9時	00	06	12	18	24	30
		37	44	52			

B 御殿山トラストシティ発 シャトルバス時刻表				
	11時	00	20	40
	12時	00	20	40

交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より ……徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スパークス・グループ株式会社
https://www.sparx.jp

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK